

指導又は勧告

第 12 条 市長は、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条及び前条の規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（解説）

1. 本条は、投棄の禁止（第 8 条）・回収容器の設置、管理（第 9 条第 1 項）・土地又は建物の雑草等の管理（第 10 条）・飼い犬のふんの放置の禁止（第 11 条）の規定に違反した者に指導又は勧告することができることを規定したものである。

迷惑行為への対応

条	項目	努力義務	禁止・義務	指導・勧告	命令	立入	公表	代執行
8	廃棄物の不法投棄		○	○	○		○	
9	自動販売機 回収容器の設置、管理		○	○	○		○	
10	土地、建物の 雑草・廃棄物等の管理		○	○	○	○	○	○
11	飼い犬のふん放置		○	○	○		○	
13	野焼き	○		○		○		
14	生活騒音	○		○		○		
14	生活悪臭	○		○		○		
15	飼い猫の管理	○		○		○		